



宮崎県公報

平成29年2月10日（金曜日） 号外 第8号

発行・印刷 宮 崎 県

宮崎市橘通東2丁目10番1号

発行定日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1年 37,200円

目 次

告 示

○家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等の

移動及び搬出の禁止又は制限の変更 ----- (家畜防疫対策課)

頁

1

告 示

宮崎県告示第104号

平成29年宮崎県告示第46号の2（家畜伝染病のまん延を防止するための家畜等の移動及び搬出の禁止又は制限）を次のとおり変更する。

平成29年2月10日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 禁止し、又は制限する家畜の種類
鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥並びにそれらの死体
- 2 禁止し、又は制限する物品
病原体をひろげるおそれのある物品
- 3 禁止又は制限の対象となる区域
 - (1) 移動制限区域
 - ア 西都市大字穂北（原無田）
 - イ 木城町大字高城（中河原、向河原、菌田、町、城下、歩行坂下、宇津木ノ内、洗ノ本、城山、高城、永山、東雲山、諏訪野、井手ノ内、岸立、下萩原、岩戸口、外堀、大原、鳥居久保、堀ノ内、大萩原、西ヶ原、荒神松、桑ノ本、下小坪、田神、上小坪、永山谷、亀田、主ノ丸、平原、管谷、古畑、黒水川、仁君谷前田、仁君谷、山塚、廣谷、木寺、岩戸、寺尾、赤木山及び駄留）、大字石河内（上谷内及び下谷内）、大字川原（溜水、百合野、木寄、平田、鏡、川間、川原、本村、管谷、白木八重、宮迫、柳水、後鹿倉、金瀬、櫛野、今別府、小平、内屋舗、持見、甲ヶ嶺、廣谷、上野田、永住、甘只、丸塚、甲崎谷及び荒谷）及び大字椎木（荒瀬、立山、油田、池田下、出店、四日市、久保畑、百合名、池田北、池田、江河口、中島、松原、忍原、大畑、古川、山宮、比木、火除牟田、前田、唐土木、揚牟田、宮ノ牧、牛牟田、松下、石田、唐木坪、柳丸、亀ノ木、甲斐下、天神面、岩淵、門田、大多賀平、萱窪、星出、永田、局田、仁田畑、新田、石原新田、浦畑、舟橋、月輪、八反畑、下中原、陣ノ内、鍋田、寺山、寿女田、桃木窪、上中原、野唐鼻、新古場、下ノ谷、坪池、似り出口、狐久保、赤坂、似り、南中原、大谷、大戸亀、北中原、赤谷原、岩穴口、権現平及び青柳）
 - ウ 川南町大字川南（龍ヶ脇、萩原、湊河内、尾脇、湯迫、前久保及び北原）